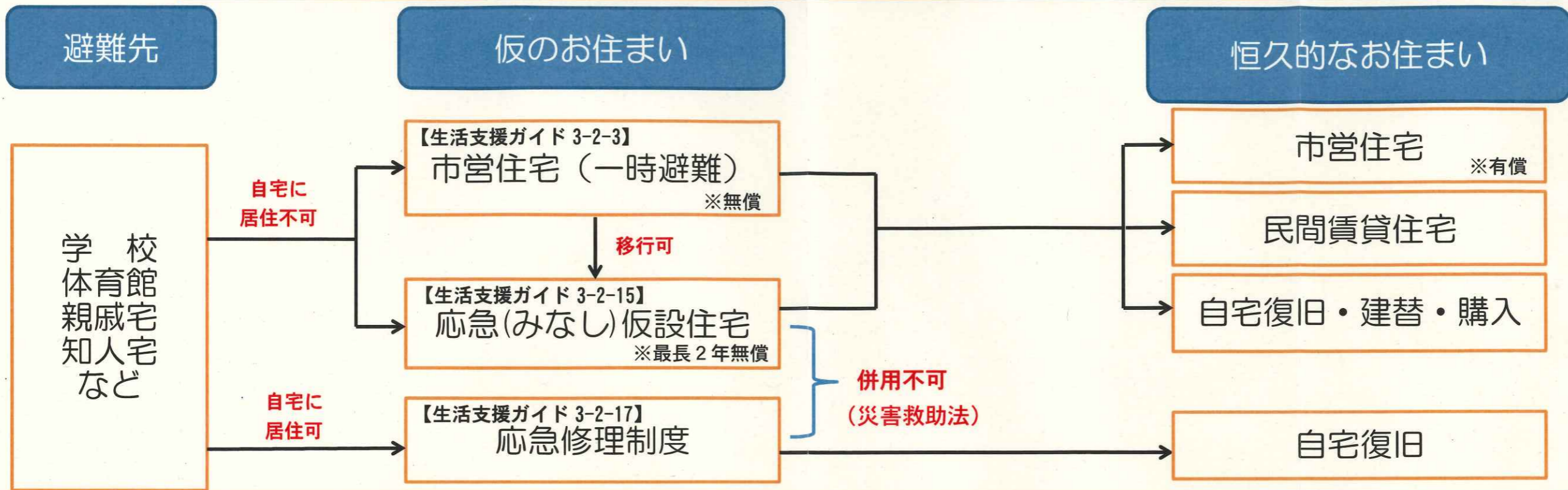


# 主な被災者支援（まとめ）

※それぞれの制度内容については、【生活支援ガイド】をご覧ください。

## 住宅支援の流れ



## 被害別の主な支援制度

被害状況	給付・提供					札幌市で実施		貸付制度										
	被災者生活再建支援金 【3-2-16】	被災者生活 支援一時金 【3-4-12】	災害義援金 【3-4-16】 ※第一次配分	宅地復旧支援 事業 【3-2-20】	リユース家具 ・食器の提供 【3-2-8】 【3-3-18】	被災家屋等の 撤去 【3-2-19】	住宅の応急 修理制度 【3-2-17】	住宅の補修工事に 関する費用の貸付 (札幌災害住宅補修資金 貸付) 【3-2-18】	災害援護資金 【3-4-4】	生活福祉 資金等の貸付 【3-4-5】	母子父子 寡婦福祉 資金貸付金 【3-4-6】							
全壊	100万円	20万円	100万円	200万円 (対象工事費 から50万円を 控除した額の 1/2)  ※対象工事は 以下のとおり ①のり面復旧工事 ②擁壁復旧工事 (旧擁壁撤去等) ③地盤復旧工事 (陥没への対応) ④地盤改良工事 (住宅建屋下工事) ⑤住宅基礎の傾斜 修復工事 (ジャッキアップ等)	対象  ※家具は 1世帯につき 3点まで。	札幌市で 撤去	全壊は、応急修理 の実施により居住 可能となる場合が 対象  58万4千円  ※日常生活に必要最 小限度の応急的な修 理を札幌市が修理業 者に依頼し、費用を 支払います。	居住部分に 10万円以上の 損害を受けた方  300万円  ※その他条件有り ※要連帯保証人	対象  ・世帯主が重症 (概ね1か月以 上の療養期間) を負った場合 ・住居が半壊以 上の場合 ・家財の3分の1 以上が被害を 受けた場合  350万円  ※被害の状況に 応じて限度額が 異なります。 ※その他条件有り ※要連帯保証人	10万円 ①～④のいずれか に該当する世帯 20万円 ①世帯員が死亡、②世帯 員が4人以上、③世帯員 に要介護者がいる、④重 傷者、妊産婦、学齢児童 がいる世帯等で特に道社 協会長が認めた世帯  ※災害援護資金の対象 となるため、上限額の 高い貸付は非適用	200万円	全壊						
大規模 半壊	50万円 (やむを得ず 解体した場合 100万)	10万円	50万円									死亡 100 万円	札幌市で 撤去	居住部分に 10万円以上の 損害を受けた方	対象  ・世帯主が重症 (概ね1か月以 上の療養期間) を負った場合 ・住居が半壊以 上の場合 ・家財の3分の1 以上が被害を 受けた場合  350万円  ※被害の状況に 応じて限度額が 異なります。 ※その他条件有り ※要連帯保証人	10万円 ①～④のいずれか に該当する世帯 20万円 ①世帯員が死亡、②世帯 員が4人以上、③世帯員 に要介護者がいる、④重 傷者、妊産婦、学齢児童 がいる世帯等で特に道社 協会長が認めた世帯  ※災害援護資金の対象 となるため、上限額の 高い貸付は非適用	200万円	大規模 半壊
半壊	やむを得ず 解体した場合 100万	10万円	50万円									重傷 20 万円	札幌市で 撤去	居住部分に 10万円以上の 損害を受けた方	対象  ・世帯主が重症 (概ね1か月以 上の療養期間) を負った場合 ・住居が半壊以 上の場合 ・家財の3分の1 以上が被害を 受けた場合  350万円  ※被害の状況に 応じて限度額が 異なります。 ※その他条件有り ※要連帯保証人	10万円 ①～④のいずれか に該当する世帯 20万円 ①世帯員が死亡、②世帯 員が4人以上、③世帯員 に要介護者がいる、④重 傷者、妊産婦、学齢児童 がいる世帯等で特に道社 協会長が認めた世帯  ※災害援護資金の対象 となるため、上限額の 高い貸付は非適用	200万円	半壊
一部 損壊	敷地に被害が 生じ、やむを得ず 解体した場合 100万円	-	-									-	-	-	居住部分に 10万円以上の 損害を受けた方	対象  ・世帯主が重症 (概ね1か月以 上の療養期間) を負った場合 ・住居が半壊以 上の場合 ・家財の3分の1 以上が被害を 受けた場合  350万円  ※被害の状況に 応じて限度額が 異なります。 ※その他条件有り ※要連帯保証人	10万円 ①～④のいずれか に該当する世帯 20万円 ①世帯員が死亡、②世帯 員が4人以上、③世帯員 に要介護者がいる、④重 傷者、妊産婦、学齢児童 がいる世帯等で特に道社 協会長が認めた世帯  ※災害援護資金の対象 となる場合は 10万円	200万円

※金額は、その支援制度を活用した際の最高額を記載しているため、状況によって満額とならない場合があります。  
 ※対象者が極端に少ない支援制度を除く(遺族に支給する災害弔慰金など)。  
 ※市税や保険料の減免などの支援は記載していません。